

秩父市農業委員会 令和8年 第1回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和8年1月21日(水)午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和8年1月21日(水)午後2時50分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 研修室2・3

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 24名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員12名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席		第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	欠席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席	●		富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席	●	第5 区域	新井 明弘	欠席
10番	芦田 希美	出席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	欠席

◎印 農業委員長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（4件）

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について（1件）

議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（1件）

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	黒澤美紀子		主幹	小川英孝	書記
参与	浅賀照夫		主任	川上僚太	書記
主査	笠原信之		主任	平沼治貴	
			主事	高野友陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和8年第1回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承ください。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中12名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

8番 黒沢 昌司 委員 及び 9番 新田 恭一 委員 以上、お二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

通知書の受理についてでございますが、農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっております。

番号1、2ですが、地権者からの申し出による合意解約となり、●●月定例総会において、皆様にご審議いただきました3条案件の農地でございます。

番号1が農林公社と耕作者との間で、番号2が所有者と農林公社との間での解約となります。

番号3は担い手がみつからないため、所有者と農林公社との間での解約となります

合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます。以上でございます。

審議議案の報告

議長（横田 友会長） 次に本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をさせます。

黒澤事務局長 令和8年第1回定例総会において、ご審議いただきます議案について申し上げ

ます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（2件）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（4件）

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見について（1件）

議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（1件）

以上でございます。

日程第6 議案審議

議案第1号上程 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（笠原主幹） 私から、議案第1号番号1について説明させていただきます。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、●●●字●●、畑、2筆、●●●㎡で、●●●●●●の北東、約●●●メートルに位置しており、令和●年に遺贈により取得した土地です。

申請地は、令和●年●月●●日開催の定例総会にてご審議いただき、3条許可が出ておりましたが、資金計画に齟齬が生じたため、許可取消となっております。

この度、新たに譲受人が売買で取得することで話がまとまった為、申請に至りました。

申請事由は、新規就農です。譲受人は申請地に隣接する住宅を売買により取得することになり、あわせて隣接する申請地の農地についても売買により譲受人が取得することのことで合意に至り、●●の●●日には購入した隣接の住居へ引っ越してくるとのことです。

譲受人は、所有する農地はなく、家庭菜園程度でございますが、農作業歴が●年程あるとのことです。保有する農機具等はなく、今後の状況にあわせて耕運機などを導入していきたいと考えているとのことです。また、作付け計画では●●、●●などの●●の他、●●等の●●の栽培を考えているとのことです。●月●●日 担当委員さんと現地を確認したところ、不耕作の状態でした。説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 黒田 昭雄委員 4番黒田昭雄です。1番について意見を申し上げます。内容は事務局の説明のとおりです。先日●●日に笠原主査、推進員の岡田さんの3人で現地を確認しました。所在地は住宅と地続きになっていて、譲受人は、この住宅に居住し、仲間と協力しながら、耕作するそうです。まだ若い方で、耕作地を徐々に広げていく計画で、大変意欲的な感じの方でした。ご審議のほうよろしく願います。

5区 岡田 英幸委員 5区推進員の岡田です。説明の方は、事務局と黒田さんとおんなじ意見でございます。こちらの購入者は●●代後半という事で、これからですね、新規に就農ということで期待できると思えますので皆様のご審議の程よろしく願います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第2号上程 農地法第4条の規定による許可申請について

議長(横田 友会長) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局(浅賀参与) 私からは、番号1について説明いたします。

申請者、申請地の概要等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●● ●●●●●●番●●、●●㎡で、●●●●●●●●から北西に●●●m位に位置しております。立地の基準につきましては、用途地域内の農地として、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、●●●●●●用地への転用です。この後、5条申請でも申請がありますが、今回の●●●●●●用地と●●●●●●用地と合わせて追認案件として違法状態の是正をするものです。本件につきましては、昭和●●年頃植えた●●部分について、●●●●●●用地として是正をするものでございます。申請事由ですが、前面●●は42条第2項●●であり、●●●●●●部分にあたるため、●●用地として使用したいとの事でございます。現地を確認したところ、●●の状態でした。今回申請にあたり、申請人より始末書の提出がでございます。以上です。

事務局(笠原主査) 私からは、番号2について説明させていただきます。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、●●●字●●●、畑1筆、●●●㎡で昭和●●年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●の南東約●●●メートル付近に位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、昭和●●年頃より農業用の倉庫を建築し、平成●●年頃には●●小屋も農地法の許可を得ずに建築してしまいました。現在は●●もすべて農業用の倉庫として使用しておりますが、最近、所有資産について整理していたところ、違反転用状態であることが判明し、今後も農業用倉庫として使用したいため、始末書添付のうえ、今回申請に至ったものです。

追認案件であるため、資金計画はありませんが、隣接農地所有者の承諾書は添付されております。●月●●日に現地確認をしたところ、農業用倉庫には●●●●●●も停まっており、農業用倉庫として利用されておりました。説明は以上でございます。

議長(横田 友会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1について意見申し上げます。

概要については先ほど事務局で説明した通りなんですけども、私が事務局と現地確認を行ったときに、その●●が●●●●●●用地ということで、これ家を建てるときに分筆をしてなければよかったというような感じなんですけども、現況で分筆しちゃってますので、●●の●●㎡のところ、今回、ちょっと引っかけたということで、家との間に少しだけまだ農地が残るんですけども、こういう形で申請が上がってきてますので、やむを得ないのではないかと。そういう形でやっていくしかないのかなというように。それと計画書で見ると、秩父市の方にそこを寄付すると、●●用地として寄付するというのでやっていますので、良いのではないかとというふうに判断いたしました。以上です。

4番 黒田 昭雄委員 4番の黒田昭雄です。2番について意見を申し上げます。内容は事務局の説明の通りです。先日、笠原主査と現地を確認してきました。かなり大きな建物で、中には大型の●●●●●●が1台、それから肥料とか、その他の農業で使うものが入っていて利用されていました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長(横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

質問等がありますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(横田 友会長) 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第3号上程 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（横田 友会長） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局に説明させます。

事務局（浅賀参与） 私からは、番号1について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。申請地は、●●●●● ●●●●●番●●、●●㎡で、●●●●●●●●から北西に●●●m位に置いております。申請地は、現在●●●●●●●●として使用している土地の追認案件で、●の所有する畑の一部を自己住宅の敷地拡張として今回申請する土地になります。

立地の基準につきましては、都市計画区域内であるため、第3種農地と判断いたしました。

転用目的は、敷地拡張の追認でございます。

申請事由ですが、譲受人は現在隣接地に自己用住宅を建設し居住しておりますが、申請地に平成●●年に●●●●●を建設し●●として使用しておりましたが、違法転用が分かり、改めて是正のために今回の申請を行ったとの事でございます。

このため、譲渡人より●●●●●により、申請地を●●是正をするものでございます。本申請にあたり、始末書の提出がございました。また、出入り等の進入路は●●の自宅と共用で使用するとの事です。現地を確認したところ、申請地には、●●●●●が建てられた状態でした。

事務局（小川主幹） 私からは、番号2から4について説明いたします。

まず、番号2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は●●、畑、1筆、●●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。申請地は、●●●の北側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、●●●●●●●●でございます。平成●●年頃より、主に●●●●、●●●●●の駐車場として、利用されてきておまして、始末書が添付されております。

番号3、4番については関連がありますのでまとめて説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

3番の申請地は●●字●●●●●、畑、2筆、●●●㎡、4番の申請地は、●●字●●●●●、畑1筆●●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●の東側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、3番については自己用住宅用地を売買により所有権取得、4番については進入路として●●●●●をする計画になっております。譲受人は現在、●●で●●と暮らしておりますが、日常手狭になってきており、また将来親の面倒を見るため、●●近くの申請地を譲っていただけることになり、申請に至りました。現地確認したところ、保全管理されておりました。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。番号1について、意見を申し上げます。概要については、先程事務局が説明した通りですが、現地を確認したところ、先程の4条の案件のすぐ前のところになるんですけども、現況、●●●●●がもう出来ていまして、●●年から使ってるということ、今回こういう形で始末書も添付してありますので、そういうことでやむを得ないではないかというふうに判断致しました。ご審議をよろしく願いいたします。

3番 青野 孝司員 3番青野です。番号2について意見を申し上げます。概要は事務局からの説明の通りです。申請理由ですが、当該農地に●●●●●の駐車場を設けたいということです。譲受人は●●●●●人であり、この●●●は、近年マスコミ等でも広く紹介されていることから、県内外から大勢の●●●が訪れております。現地を確認したところ、土曜日とあって、●●●が多く、駐車場待ちの状況にもありました。始末書が添付されており、やむを得ないと感じました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。3番と4番について、意見を申し上げます。

3番ですが、先程事務局の説明にあった通り、自己用住宅ということです。

譲受人は今●●に住んでおるということで、手狭になりましたので、新築したいというようなことで場所を見つけていましたところ、●●の近くに譲っていただける土地があるということで、今回、申請に至ったわけですが、申請地の周辺の土地状況を、いろいろこれ考えてまして、まあこれから、申請地と周辺を含め4棟たつかなあというふうな状況で、現地は非常に保全管理等してですね、非常によく管理されております。

4番になりますけれども、進入地、これだけ●●●●ということがございます。これを今後譲受人が住宅を建てるのに使う。また、今後この周辺に住宅を建てる人が使うのかなというふうな、気もいたします。大変風光明媚で、非常に見晴らしのいいところで、一段高いところになってるんですね。非常に正面に●●●●が見えて、いいところでございますので、私はあの、●●●●●●の面倒を見るということからも、よろしいんじゃないかなというふうに思います。ご審議願いたいと思います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

3区 小久保 健司委員 はい、3区小久保です。1番、2番、3番、これ譲渡人の年齢は何歳ですか。

事務局（小川主幹）申請のときには、その農地転用については、年齢までは、それは資料としてもらってないので、すぐにはわかりません。

3区 小久保 健司委員 そうですか。

（休憩を求める声あり）

議長（横田 友会長） それでは、休憩といたします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。他にご質問等はございませんか（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 他に意見はございませんか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第4号上程 農用地利用集積等促進計画の意見について

議長（横田 友会長） 次に議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

黒澤事務局長 私からは番号1について説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和●●年●●月●●日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

貸付人、中間管理機構、借受人、貸付に係る土地等については議案書の4ページをご覧ください。申請地は、●●●字●●●、畑、4筆、●●●●m²です。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●●より南西約●●●●m付近に位置しております。

利用権を設定する期間は、令和●●年●●月●●日から●●年間で、設定する権利は●●●となっており、作付計画では●●、●●を栽培する予定です。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に適合することが要件となります。借受人が経営農地を確認したところ、耕作の状態であり、年間農業従事日数

は●●●日を見込んでおります。そのため農地全てを効率的に耕作すること、農作業に常時従事することなど、同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、保全管理状態となっておりました。

今回の計画の経緯でございますが、農業を営んでいた●が亡くなり、●は高齢で耕作が難しいため、業者に草刈りを委託して、保全管理につとめていた、この農地につきまして、齋藤稔推進員さんが声をかけて、借受ける話がまとまりました。

借受け人は、今までも中間管理機構を通じて農地の斡旋を受けている農業法人で、実績もあり、農機具につきましては、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●、●●●●●●各●台を保有しております。説明は以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

8番 黒沢 昌司委員 8番黒沢です。番号1ですが、貸付人が●●歳、4筆で●●●●㎡、賃貸期間で●●年で、10アールあたり●●●●円です。●●の方が遠方へ出ているため、管理ができないため、中間管理申請したところでした。先日事務局長、齋藤稔さん、3人で現地を確認したところ、草刈り等も綺麗にやっております。保全管理状況でした。特に私が見たところでは問題がないかと思うんですが、齋藤さんが意見を述べて、ご審議のほどよろしく願いいたします。

4区 齊藤 稔委員 第4区の推進員の齊藤です。ただ今説明にあった通りですけれども、今保全管理状態から、これから●●等の耕作地に変わるということで、いい案ではないかと思いました。皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第4号について「農用地利用促進計画に対する意見はない」旨を市長に答申することに、賛成をする諸君の挙手を求めます。（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第5号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について

議長（横田 友会長） 次に議案第5号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局に議案の説明をさせます。

事務局（笠原主査） 番号1について説明します。案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●● ●●●●●●の北東約●●●メートルに位置する土地で、●●●●●● ●●●●、1筆、●●●●㎡で、令和●年に相続により取得した土地です。

本件は、この土地が、農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。所有者から非農地判断について申し出があり、●月●●日に担当委員の皆さんと現地を確認しました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によりますと、

次のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。この2点により、現地調査を行いました。

申請地は約●年前に申請人が相続した土地ですが、申請地は進入路とするための赤道もなく、他人の農地を通らなければならないことや面積も小さいことなどもあり、申請人が相続するかなり前から不耕作の状態が続いており、現在では敷地全体に雑木が繁茂している状況です。

農地パトロールの判定では、令和●年から赤判定となっております。

以上のことから、本申請地については、山林化していることや周囲の状況から、農地に復元して

も営農は困難であるのではないかと考えます。説明は、以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

4番 黒田 昭雄委員 4番の黒田昭雄です。1番について意見を申し上げます。内容は事務局の説明の通りです。先日16日、笠原主査、推進員の岡田さん、新舟さん、4人で現地を確認しました。所在地は周りに大きな直径50センチぐらいの桑の木に囲まれてる所です。中には笹とかですね、その他雑木とかいっぱい生えていて、かなり生い茂ってました。日当たりもですね、悪くて農地として利用するには、大変困難だと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

5区 岡田 英幸委員 5区推進員の岡田です。先日、事務局と黒田さんと新舟さんと、現地を確認して参りました。意見はですね、黒田さんとおんなじ意見でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

5区 新舟 文男委員 5区推進員の黒田です。この件につきまして、黒田委員さん、岡田推進員さんと意見が同じでございます。私の意見といたしましては、やむを得ないかなと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

（休憩を求める声あり）

議長（横田 友会長） それでは、休憩といたします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。他にご質問等はございませんか

5区 高田 忠一委員 5区高田です。家のすぐ近くの所有者だけど、実際は、この人住んでるとこはここで、もうその元々のうち、いわゆる誰も住んでないんですよ。多分、今、話が出て、こういうふうになればいいけど、実際にはそこを管理する人すらありえない。今まで、多分これから先そういうのは特に●●●●●なんかは、いっぱい出てきます。だから、実際じゃあ公社にとかって、●●●の農地を農地として使う人はまずいない。くれるって言うても、まああれだけ、ただ貸すよっつっても、多分借りない人の方が多いかなっていうぐらい。状況は過疎地域なんで、とりわけ同じ秩父市の農業委員会の中にあっても、特に●●●の中も●●●の方は、こういう状況で、ただ、これなんかまだ平らだからまだいくらかいいとは言っても、レッドにしてるってことは、相当なんです。私がこれ、極力黄色で押さえてるんで、面積が低くて、少なければとりあえず黄色で置いとくかっていうふうに甘く甘くやってる。それでも赤が入ってるってことは、今、イメージ、ちょっとあの面積が少ないんで浮かびませんが状況はそういうふうには思っています。この●●●に当たる人がいるようですが、その●●●●●んは若く亡くなっています。補足ですが、やむを得ないかなあと思います。

議長（横田 友会長） 継ぎ手がないという事なんでしょうか。他にご意見はございませんか。（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、農地法第2条第1項に規定する農地には 該当しないものと判断することに 賛成をする諸君の 挙手を求めます。

（挙手状況を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成（賛成多数）であります。よって「農地に該当しない」と判断することに決しました。

日程第7 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これをもちまして秩父市農業委員会 令和8年第1回定例総会を閉会いたします。